

藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年藤枝市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「子のある職員」を「子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員」に改め、同条第 2 項中「子のある職員が」の次に「、規則で定めるところにより、」を加え、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に改め、「（以下この項において「要介護者」という。）」を削り、「第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）」を加え、「とあるのは「要介護者」を「とあるのは「第 1 5 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項、次項及び第 3 項において「要介護者」という。））」に改め、「における」と、」の次に「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び」を加え、「「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と」の次に「、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と」を加える。

第 1 1 条中「及び組合休暇」を「、介護時間及び組合休暇」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「職員が」の次に「要介護者（配偶者等（」を加え、「その他規則で定める者」を「その他規則で定める者をいう。）」に改め、「日常生活を営む

のに支障があるものの介護をするため、」を「日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、藤枝市職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条(見出しを含む。)中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

3 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、改正後の第8条の2第1項中「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。